

令和7年度分 市民税・県民税の申告の手引き

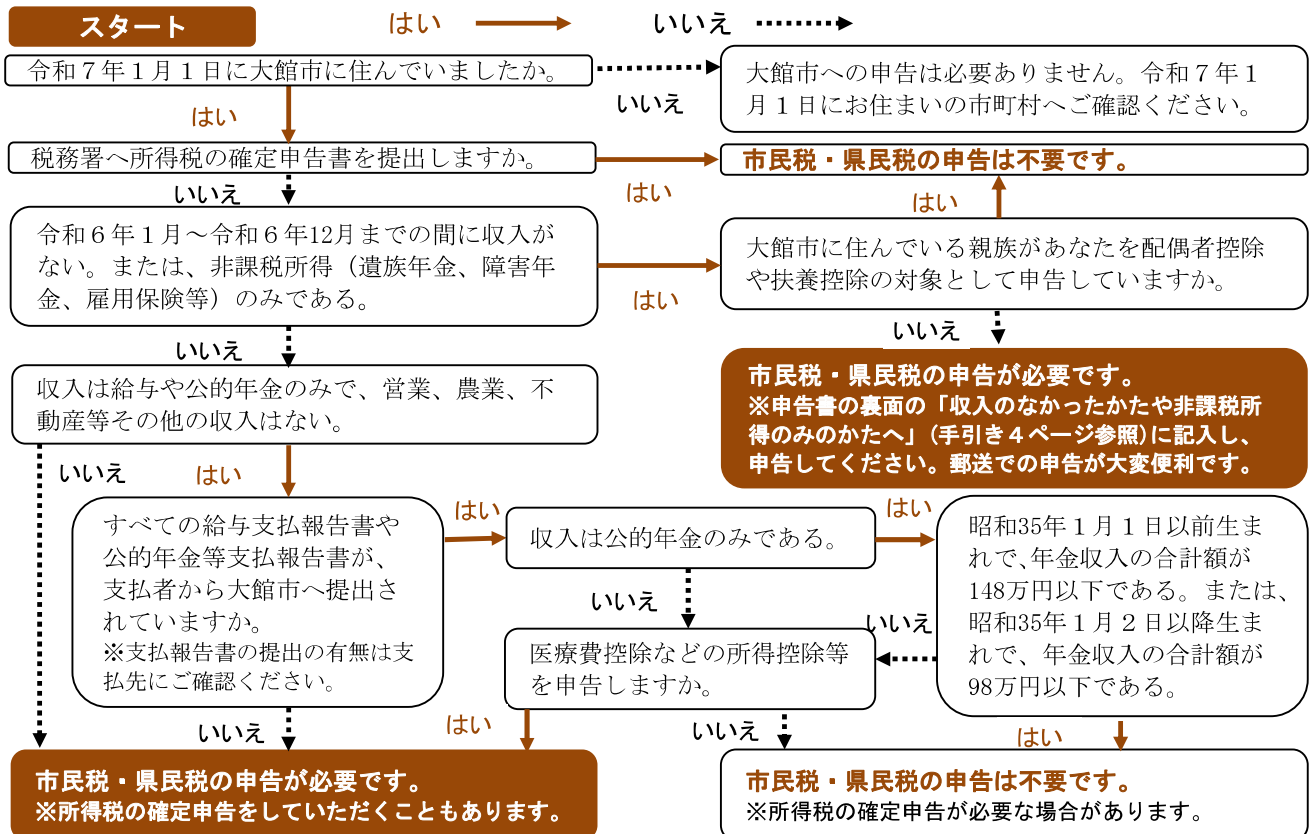
申告書の提出は
3月17日まで



申告・納税につきましては、日頃からご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。
「令和7年度分市民税・県民税申告書」は、令和6年中の収入や控除について申告していただくもので、令和7年度市民税・県民税を計算するための基礎資料となります。

提出がない場合、各種届出・申請に必要な証明書の交付が受けられません。また、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料及び介護保険料の算定や国民年金・医療・福祉・保育等の各種判定において不利益が生じることがありますので、申告が必要な場合は必ず申告をしてください。

申告が必要な場合（申告書が送付されなくても、申告が必要な場合があります）



【注意】上図は申告が必要かどうかを簡単に判断するための目安です。また、地方税法等の改正により変更になることがあります。

申告相談の日程と会場

- 申告相談会場と日時は、同封の**日程表**をご覧ください。
- 申告相談会場の混雑の緩和と待ち時間の短縮を図るため、日ごとに地区の指定があります。お住まいの地区の日程をご確認ください。**指定日に都合の悪い場合は、都合の良い日の会場にお越しください。**
- 申告相談期間中は、市役所本庁・各支所窓口での申告相談はできませんのでご了承ください。

申告のときに必要なもの（一般的な場合）

すべてのかた	同封の市民税・県民税申告書、マイナンバーカード、もしくはマイナンバーがわかるもの(通知カード等)と本人確認書類
給与収入のあるかた	令和6年分の給与所得の源泉徴収票(原本)、支払証明書など
公的年金収入のあるかた	令和6年分の公的年金等の源泉徴収票(原本)
農業収入のあるかた	同封の収支内訳書、帳簿、J A等の出荷証明書、集落営農組合の損益分配通知書、必要経費の領収書など
営業等、不動産収入のあるかた	同封の収支内訳書、帳簿、報酬・不動産の支払調書、必要経費の領収書など
配当、報酬、個人年金、満期保険金などの収入のあるかた	配当の支払通知書、報酬の支払調書、シルバー配分金の通知書、個人年金や生命保険等の満期(解約)返戻金などの証明書など
所得控除を受けるかた	この手引きの2～3ページをご覧ください。
その他	税務署から確定申告のお知らせ、確定申告書が送付されている場合はご持参ください。 申告者本人の口座番号・金融機関名・支店名の控えと通帳印